

(案)「第2期三木市財政健全化計画」【概要版】



～将来にわたり持続可能な財政基盤の確立に向けて～

はじめに

三木市が将来にわたりまちの活力を保ち続け、今後も着実にまちづくりを進めるためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠です。

そこで、本市では、2021（令和3）年度に策定した財政健全化方針に基づき、各種事業の目的や必要性、その効果などを検証し、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間の財政健全化計画（現計画）を策定し、事業の総点検による棚卸しを実施してきました。

現計画の取組実績としては、ほぼ計画通りの収支改善を（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度累計実績：19億5,815万円）果たしているところです。

しかし、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇、行政手続きのデジタル化や自動化、防災などのさまざまな社会課題への対応、さらには、今後の人口減少社会における働き手不足を前提とした組織や行政運営の在り方そのものの見直しについて、迅速な対応が求められています。

このことから、今後の行政運営にあたっては、これまで以上に効率よく、効果的な市民サービスを提供する体制を再構築し、さらなる生産性向上に取り組んでいかなければなりません。

そこで、次の2つの視点から事業及び事務の見直しを実施し、併せて他市比較検討や財源分析により財源構造の弱い分野については重点的に見直しを図ることで、持続可能な財政運営に取り組みます。

2つの視点

I 「支出の最適化」

- ・施設の役割及び管理・運営方法の再検討。
- ・事業手法の見直しによる省力化と生産性の向上。
- ・類似事業及び事務の集約化。
- ・財源見直し等による事業内容の再設計、組み換え。
- ・社会・経済状況等に応じた支出の見直し。

II 「収入の確保」

- ・税込確保の徹底。
- ・市有財産の活用及び売却の強化。
- ・受益者負担の適正化。
- ・ふるさと納税の推進と活用強化。

第2期財政健全化計画の取組において財源を確保すると同時に、将来のまちづくりに必要となる新たな施策を推進することで、20年、30年先の三木市の未来を創ります。

三木市の財政状況について

市の財政状況の分析結果を踏まえ、「第2期三木市財政健全化計画」の策定が必要となった原因をお示しします。

第2期財政健全化が必要となった2つの原因

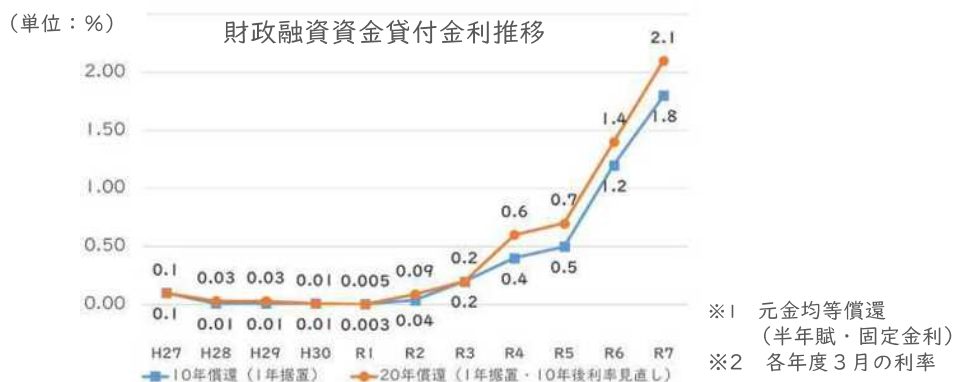
1つ目の原因

物価高騰や人件費の上昇、金利の上昇による公債費の増大

三木市の財政は、以前から義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合が高く、新たな施策等を実施するための余裕が少ない状況でしたが、前期の財政健全化計画による事業棚卸し等を図ってきたことで、改善の兆候を見せていました。

しかし、近年は、物価高騰や人件費上昇・金利上昇による公債費の増大など、本市の自助努力だけではコントロールしきれない経費の増加が常態化しています。

このことから、「更なる事業の効率化」が重要課題となっています。



2つ目の原因

新たな行政課題への対応が増加

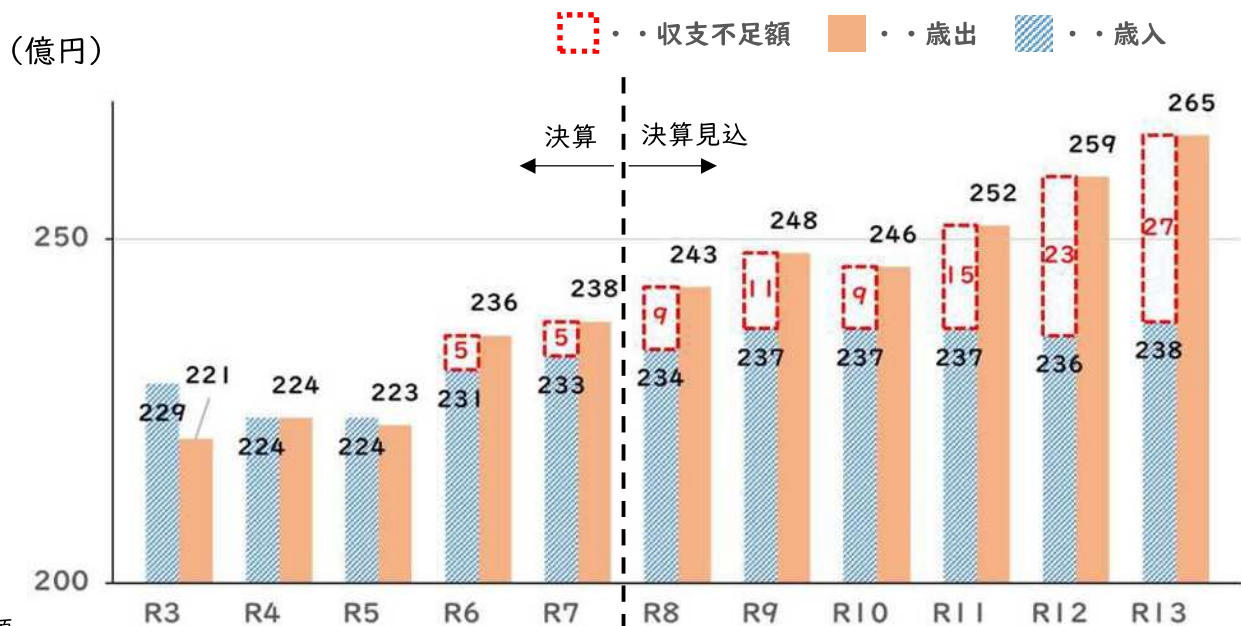
近年は、行政手続きのデジタル化や自動化、システム標準化、避難所施設等の環境整備、省エネルギー化による地球温暖化対策など、市として対応すべき新たな課題が急激に増大しています。

限られた財源と人員の中で、新たな課題に対応した持続可能な行政運営を実施していくための「更なる事業の見直し」が不可欠となっています。

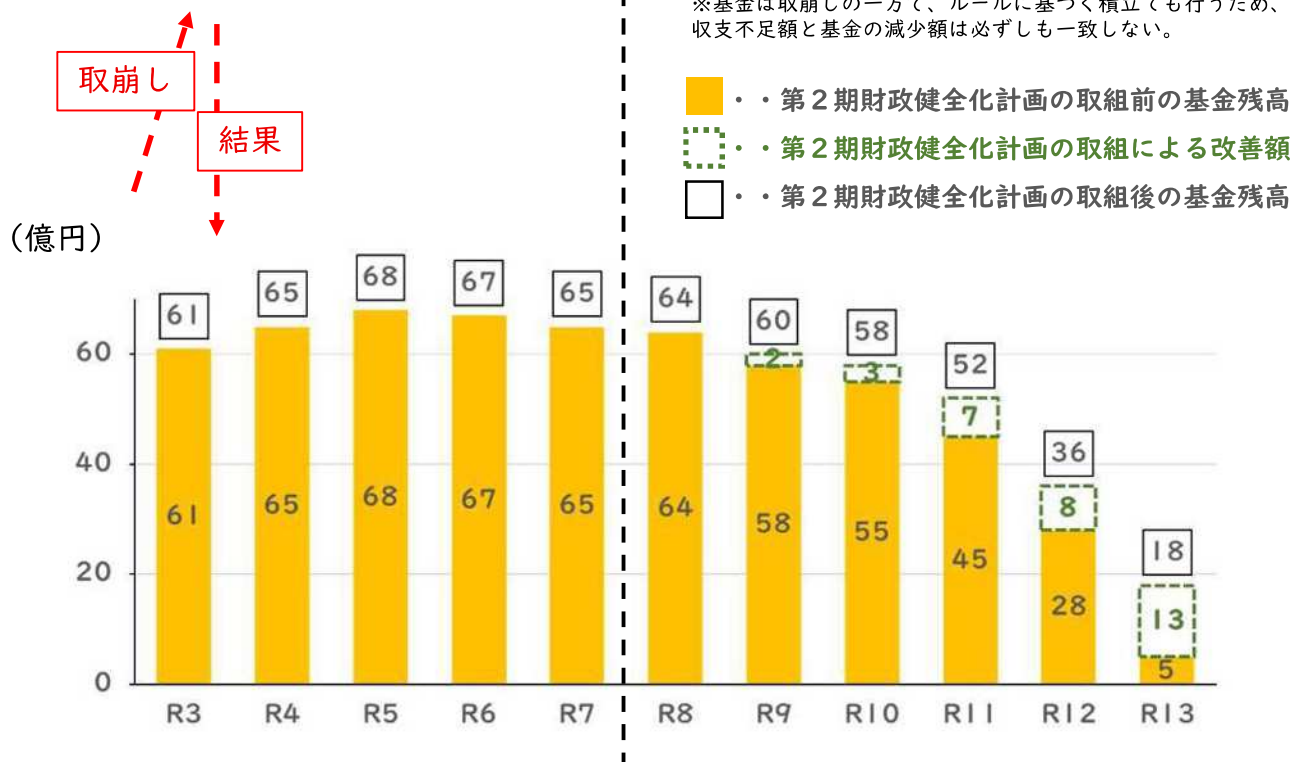
「収支」と「全基金残高」の見通し

今後、国の経済財政状況を踏まえると、物価高騰や人件費の上昇などにより、歳入及び歳出ともに増加するものの、歳出の増加が歳入の増加を上回り、基金の減少が進む見込みです。（図①）

第2期財政健全化計画を策定することで、基金の減少を抑えながら財源を確保します。（図②）



※基金は取崩しの方で、ルールに基づく積立ても行うため、収支不足額と基金の減少額は必ずしも一致しない。



第2期財政健全化計画の対象期間・目標等

(1) 計画対象期間

2027（令和9）年度～2031（令和13）年度（5年間）

(2) 取組目標

1. 2031（令和13）年度末時点で、財政基金を「標準財政規模の10%」確保
2. 今後5年間の財政収支の見通しにおいて、「実質公債費比率18%未満」を維持

【参考数値】

18%以上＝起債許可団体、25%以上＝早期財政健全化基準、35%以上＝財政再生基準

(3) 基金の適正管理方針（将来的に確保したい基金残高のみ掲載）

（※本方針は計画対象期間に限らず、今後の財政運営にも適用。）

○財政基金

→標準財政規模の20%

○減債基金

→今後10年間の公債費所要見込額の平均値を維持

○公共施設整備基金

→今後10年間の投資的経費にかかる一般財源の1/2

(4) 計画の実行

1. 「基金の適正管理方針」及び「実施プログラム」を策定し、進捗管理を行う。
2. 当初策定時点で「実施プログラム」に記載せず、「重点分野の見直し方針」として方針のみ示している事業については、見直し実施項目の詳細な内容を確定し、具体的な効果額を設定次第、「実施プログラム」へ反映する。
3. 上記重点分野に関わらず、社会経済情勢等の変化や国の制度改正などにより、必要が生じた場合は、適宜見直しを行い、「実施プログラム」へ反映する。

(5) 計画の見直し等

1. 毎年度決算見込み時に公表する今後5年間の財政収支の見通しで、本計画の取組目標である「実質公債費比率18%未満」が達成できない見込みとなった場合は、計画全体の見直し、方向性の修正等を行う。
2. 計画対象期間の中間年度である2029（令和11）年度決算（実績）をベースに計画の中間評価を行い、財政健全化の取組継続の必要性について反映する。

（案）三木市財政健全化計画【概要版】

2026（令和8）年 月

発行 兵庫県三木市

作成 三木市 総務部 経営管理課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000（代表）